

「キッチンカー・移動販売車」での商品販売を検討される中小企業者の皆様へ!

キッチンカー購入等応援補助金

【令和4年度 敦賀チャレンジ企業応援補助金(敦賀市中小企業活性化支援事業)】

▶ 「キッチンカー・移動販売車」を活用した商品販売を行うために必要な設備投資等(専用車両の購入・改造費等)に、100万円を上限(補助率1/2)に補助金が出ます。

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、敦賀独自の事業者向け補助金制度です。

活用事例



《補助対象となる事業について》
(以下を実施する必要があります)

- ・キッチンカー、移動販売車両の購入・改造等、車両関連の設備投資を行う。

(対象となる取り組みの例)

- ①キッチンカー・移動販売車の新たな導入や、既存車両の改造費
 - ・新たに移動販売事業に参入するための車両等を購入 又は、改造。
- ②広告宣伝
 - ・車両等を導入し、新たにサービスを開始したことをPRするためのチラシ作成費や地域情報誌への広告掲載費。

→詳細については、裏面をご参照下さい。

- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わせの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

<お問合わせ・申請書提出先>

敦賀商工会議所 中小企業相談所(〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4)
電話: 0770-22-2611 [8:30~17:00] (土日・祝日除く)

URL: <http://www.tsuruga.or.jp/>

敦賀商工会議所

検索



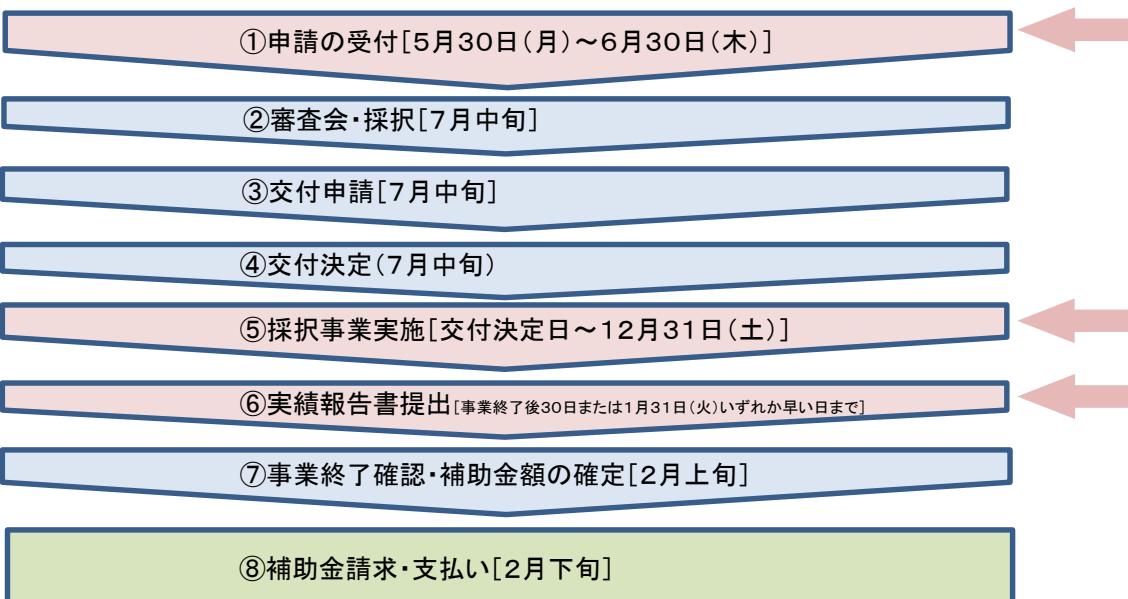
新型コロナウイルス関連情報提供特設サイトはこちら(QRコード) →



【キッチンカー購入等応援補助金 概要】

補助限度額	100万円										
補助率	2分の1										
補助対象経費	<p>◆キッチンカー等専用車両(※)の購入、改造費(専ら事業の用に供する) (※)キッチンカー等専用車両: ①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、陳列するとともに、場所を移動して商品を販売する車両。 ②移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること。 ③単なるデリバリー車両でないこと。</p> <p>◆車両関連の設備導入費(機械装置・工具・器具備品・その他付帯する費用)</p> <p>◆委託料(調査研究費、資料作成費)</p> <p>◆事業開始に伴い活用する専門家への謝金・旅費</p> <p>◆広告宣伝費(新たな事業PRに伴うチラシ作成・広報費)</p> <p>その他、事業実施に必要と認められる費用</p>										
募集期間	令和4年5月30日(月)～令和4年6月30日(木)										
補助対象期間	交付決定日～令和4年12月31日(土)まで										
対象者	<p>・敦賀市内に本社事務所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者</p> <table border="1"> <tr> <td>製造業</td><td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td></tr> </table>	製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	その他		卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人										
その他											
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人										
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人										

【申請から補助金受領までの流れ(令和4年～令和5年)】



が組計
サミ画
書や申
請書の
作成・
実行時
の取
り
トしま
す。は、
敦賀商
工會議
所